



山形県公報

平成30年7月17日（火）
第2961号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…713
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………714

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同

## 告 示

### 山形県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名    | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------|----------------------------|---------|------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪 問 介 護 | 平成30. 7. 6 |

### 山形県告示第582号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 〃 〃 荒井字梅 ノ木110番地の1（52 B-3L） 」 を 「 〃 〃 なないろ の里二丁目24番地の6 」 に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第32号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。  
第20条の2第1項中「、在外選挙人名簿の登録に」を「、在外選挙人名簿の登録等に」に改め、同項の表中

|                                                   |   |                                   |    |                          |
|---------------------------------------------------|---|-----------------------------------|----|--------------------------|
| 「法第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第2項において準用する法第24条第2項」 | を | 「法第30条の8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第2項 | に、 | 「法第30条の9（在外選挙人名簿の登録に関する訴 |
|---------------------------------------------------|---|-----------------------------------|----|--------------------------|

訟）第1項」を「法第30条の9（在外選挙人名簿の登録等に関する訴訟）第1項」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月17日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人あじさい
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 昌子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
本法人は、高齢社会にあつて安心して老後を過ごせるよう福祉制度及び地域社会実現のため、地域住民が必要とする福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者及び障害者等、地域住民の生活の自立を支援するサービスを提供することを通じて、よりよい社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月17日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人クリエイトひがしね

(2) 代表者の氏名

菊地 和博

(3) 主たる事務所の所在地

東根市中央東三丁目2番54号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢社会における地域づくりをめざし、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促し、県民、市民が希望を抱き、すこやかに生き、やすらぎをもてる地域社会を創造するために種々の事業を企画運営する。また、地域活動グループへの支援や、地域づくりに関わっている団体相互のネットワーク化を推進しながら、住民参加型のまちづくりや次世代を担う子どもたちへの育成支援、高齢者が健康で長生きするために、健康づくり・生きがいづくりの支援事業を実践する。

平成30年7月17日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年7月17日発行 発行人 山 形 県